

議案第四十三号

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和二年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号（）中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第九条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自動車を行うする場合の所在の確認）

第十九条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子ども移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

第十五条を第十七条とし、第十条から第十四条までを二条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の二条を加える。

（虐待等の禁止）

第十条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（不当な行為の禁止）

第十一条 認定こども園の長は、子どもに対して教育及び保育又は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。

付則に次の見出し及び二項を加える。

(認定こども園の職員の配置の基準に係る特例)

4 第五条第三項に定める保育従事職員（第六条第一項に規定する登録を受けた者に限る。次項において同じ。）については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって第五条第三項に定める保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を保健師等をもって代える場合においては、当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない保育従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第十九条第二項の規定の適用については、認定こども園（同条例第一条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において子どもの通園を目的とした自動車（同項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項のブザーその

他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした当該自動車を日常的に運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子ども所在の確認を行わなければならない。

（説明）

国が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準の一部改正を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。